

旭川市地域自治推進ビジョン改訂案に寄せられた御意見と市の考え方

○意見募集期間 令和7年12月26日（金）から令和8年2月6日（金）まで

○意見提出数 3件（個人3件）

※ 御意見につきましては、原文どおり掲載していますが、読みやすくするため一部に改行等をしています。

※ 本施策と無関係な御意見については、回答・公表・計上の対象とはしていません。

No.	寄せられた御意見	意見に対する市の考え方
1	<p>市民主体、地域主体等を街作りの原則として掲げた「旭川市まちづくり基本条例」を制定し、その理念を更に推進する為、目指すべき姿を全市的に共有し、事業を円滑に推進して行く事を目的として、平成26年10月に旭川市地域自治推進ビジョン（以下「ビジョン」と言う。）を策定した。</p> <p>人口や構成員の増加に寄り、地縁団体が単独での維持が困難な状況においては、持続的な活動を確保する為の組織の「合併・再編」も一つの選択肢として検討する必要が有る。</p> <p>新たな担い手の確保につながる様、町内会、NPOやボランティア団体等様々な分野で活躍する団体、組織等から、地域活動へ多くの参画を得られる様、活動への参加を促す啓発に努めるとともに、多様な活動主体が参画し易い環境作りに努める。</p> <p>地域街作り推進協議会の所管区域事に、地域作りに関する行政支援、住民に寄る地域活動の拠点と成る機能を整備する。</p> <p>人口や構成員の増加に寄り活動の維持が難しく成った地縁団体が、持続的な活動を行える様、合併や再編を含めた活動範囲の最適化を支援する。</p> <p>地縁団体が持続的な活動を維持する為、合併や再編に取り組み易く成る為の環境整備を行う。</p> <p>学校教育機関と連携し、次代を担う子供達を対象に、地域活動へ積極的に関わる機会を設ける等、街作りへの参画意識を育てる。</p> <p>旭川圏にも全域をカバーしたい。</p>	<p>・御意見の内容につきましては、改訂案と概ね同様の内容又は抜粋であることから、御賛同いただいたものと受け止めさせていただきます。</p>

No.	寄せられた御意見	意見に対する市の考え方
2	<p>NPOやボランティア団体が、様々な分野で市民や地域向けの事業を展開して要る他、企業に寄る社会貢献活動もみられるようになっており、地縁団体と連携した取組の例も見られる。</p> <p>情報共有のデジタル化支援や、各町内会の自主的な運営改善の促進を通じて、役員の心理的・物理的な負担を軽減する為の支援を進める。</p> <p>NPOや企業等の主体との連携を促進し、地域全体で新たな共助の担い手が継続的に育つ環境づくりに取り組む。</p> <p>地縁団体が主体的、本質的な活動に注力できる様、行政から地域への依頼事項とその対応方法を見直し、業務の負担軽減を図る。</p> <p>地域の状況等を踏前、公共施設の指定管理者が、地域街作り推進協議会の事務局や地域作りの支援等を担う事に寄り、拠点機能の充実強化を図る事も検討して行く。更に、地縁団体における情報共有のデジタル化を進め、地域活動の負担軽減と新たな担い手の確保の取組につなげる。</p>	<p>・御意見の内容につきましては、改訂案と概ね同様の内容又は抜粋であることから、御賛同いただいたものと受け止めさせていただきます。</p>
3	<p>改訂案の21ページのデジタル・ディバイド対策に関して意見します。</p> <p>例えば、デジタル機器の操作が苦手な方が代表的に挙げられますが、これだけでなくデジタル機器そのものを持っていない人も多く存在します。</p> <p>こうした人々のためにも、例えば情報提供は紙とデジタルを併用する、などの効率的なデジタル・ディバイド対策が取られることを期待します。</p>	<p>・デジタル・ディバイド対策においては、デジタル機器の操作が苦手な方だけでなく、機器を所有していない方も多くいるものと認識しており、デジタル技術の活用にあたっては、そのような状況にも配慮することが大切であると考えております。</p> <p>・本ビジョン改訂案におけるデジタル技術の活用については、従来の紙媒体等による情報共有を直ちに全てをデジタルに置き換えるものではなく、これまでの手法に加え、新たな情報共有の手段も活用することで、より多くの住民に情報が届きやすくするとともに、地域活動に関わるきっかけを増やし、活動される方の負担軽減や新たな担い手の参加につなげていくことを目指すものです。</p> <p>・そのため、従来の方法（紙媒体）と新たな方法（デジタル媒体）を組み合わせながら、それぞれの特性を生かした情報共有に取り組んでまいります。また、デジタルの活用が難しい方々が取り残されることのないよう、配慮しながら進めていきます。</p>